

豊後大野市避難行動要支援者 避難支援プラン(全体計画)

令和3年3月

(令和5年3月改定)

豊 後 大 野 市

目 次

1	基本的な考え方	1
2	避難行動支援プラン（全体計画）の対象者	3
3	避難行動要支援者名簿の作成方法	5
4	避難支援体制	7
5	避難支援プラン（個別避難計画）の策定	9
6	防災情報の周知	10
7	避難所における支援方法	12
8	要支援者避難訓練の実施	14
	資料編	15

1 基本的な考え方

災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を示し、市町村にその取組を周知してきたところである。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、下記4項目について新たに定められた。

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

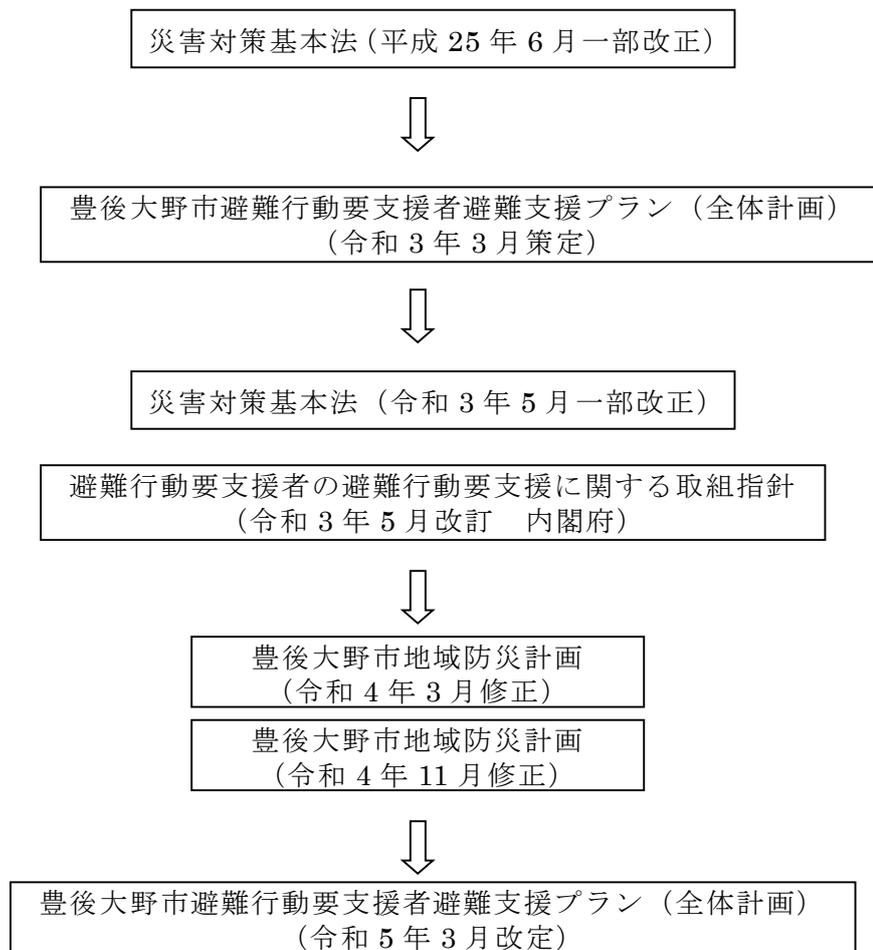
また、要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となる。

このためには、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる者を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難行動支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、避難行動要支援者名簿の随時更新及び避難行動要支援者マップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難行動支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難行動支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

計画の位置付け



2 避難行動支援プラン（全体計画）の対象者

（１）要配慮者の定義

本市における避難行動支援プラン（全体計画）における「要配慮者」とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を有する者（法改正前の「災害時要援護者」と同義）で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のような人々とする。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難である。
- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難である。

具体的には、主に以下のア～コのような人々を示す。

- ア 高齢者・・・一人暮らし、身体的機能低下、精神的機能低下など
- イ 身体障害者・・・視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害など
- ウ 知的障害者
- エ 精神障害者
- オ 発達障害者
- カ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- キ 日本語の理解が困難な外国人
- ク 乳幼児
- ケ 妊産婦
- コ 上記以外で災害時に何らかの配慮が必要である者

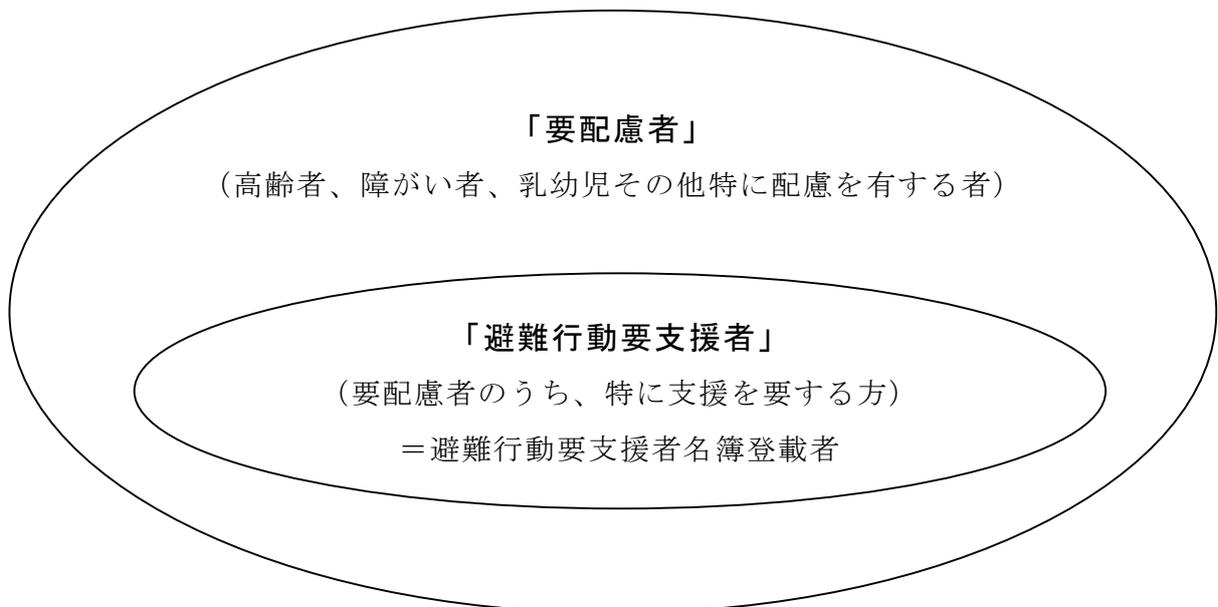
(2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動支援プラン（全体計画）における「避難行動要支援者」とは、「要配慮者」のうち、以下に該当する在宅の者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1級・2級を所有する者
- ③ 療育手帳Aを所有する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所有する者
- ⑤ 支援を要すると市長がみとめる者（主に妊産婦や幼い子を抱えるひとり親家庭、難病患者などは申請により名簿へ登載）

なお、「要配慮者」と「避難行動要支援者」の関係は図1の通りとなる。

図1



3 避難行動要支援者名簿の作成方法

(1) 避難行動要支援者の把握

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、下記により避難行動要支援者情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

- ① 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する。
- ② 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ⑤ 地域包括支援センター、隣保館の行う業務を通じて、名簿への登録を働きかける。
- ⑥ 民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）をはじめとする各種相談員などは、地域において支援が必要となる者を把握し、名簿への登録を直接働きかける。
- ⑦ 事業所、福祉団体、国際交流団体など、関係団体からの情報提供により名簿への登録を働きかける。

なお、名簿への登録に際しては、登録申請書（様式1）により、自治会（自主防災組織）、民生児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、消防等に個人情報を開示することについて要支援者から同意を得る。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有及び提供

<平常時の名簿情報の共有及び提供>

平常時は、避難行動要支援者名簿の情報について、豊後大野市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、庁内関係部局での共有に努めるとともに、名簿情報提供に同意した者の住所や氏名等の基本的な情報について、自治会（自主防災組織）、民生児童委員、社会福祉協議会、消防、警察等避難支援等関係団体に提供することができる。情報提供にあたっては、名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届等により守秘義務を確保するとともに、研修会を実施するなど個人情報保護に配慮することとする。

<災害発生時の名簿情報の共有及び提供>

災害発生時は、名簿情報提供の同意の有無にかかわらず、自治会（自主防災組織）、民生児童委員、社会福祉協議会、消防、警察等避難支援等関係団体及び救援救護関係団体等名簿情報を必要とする機関に情報提供するものとする。

4 避難支援体制

(1) 避難行動要支援者支援検討協議会

避難行動要支援者の適切な支援等について協議するため、「豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会」を設ける。協議会の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

【位置付け】

市役所以外の地域住民や団体、行政機関による横断的な会議を設置する。

【構成】

自治会（自主防災組織）、民生児童委員、警察署、消防団、社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉団体、行政機関・市関係部局の職員により構成する。

【業務】

- ア 避難行動要支援者の把握と情報管理に関する事項についての協議
- イ 避難行動要支援者の避難支援プランについての協議
- ウ その他避難行動要支援者支援に関し必要な事項についての協議

(2) 避難行動要支援者支援

市役所内の横断的組織として、保健福祉関係部局内に「避難対策班」及び「衛生救助班」を設ける。両班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

【位置付け】

災害対策本部内の保健福祉対策部「避難対策班」及び「衛生救助班」をもって充てる。

【構成】

避難対策班は社会福祉課及び子育て支援課により構成し、衛生救助班は高齢者福祉課及び市民生活課により構成する。

【業務】

避難対策班：平常時は、避難行動要支援者の情報共有による見守り。
災害時には、指定避難所内の福祉避難スペースの確保及び特別な配慮を要する人の福祉避難所または医療機関等への移送依頼。

衛生救助班：平常時は、避難行動要支援者の情報共有による見守り。
災害時には、安否確認及び避難所外被災者の調査。

(3) 避難支援等関係者

① 自治会（自主防災組織）

平常時には、民生児童委員と連携し、避難行動要支援者の見守り活動を行うとともに、避難行動要支援者の個別計画の作成援助をする。

災害時には、避難情報を避難支援協力者に伝えるとともに、地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

② 民生児童委員協議会

普段からの声かけや安否確認等の活動を通じて避難行動要支援者の見守りを行うとともに、自治会（自主防災組織）と協力して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成の援助をする。

災害時には、自治会（自主防災組織）と協力し、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を行い、避難所においては、避難行動要支援者の相談に応じ、避難所担当者へのつなぎ役として支援を行う。

③ 避難支援協力者

市は、自治会（自主防災組織）、民生児童委員、消防団、福祉関係者と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援協力者を明確化するものとする。避難支援協力者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自治会（自主防災組織）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援協力者の選定に当たっては、要支援者に対し、要支援者の支援は支援協力者の任意の協力により行われるものであることや支援協力者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

5 避難支援プラン（個別避難計画）の策定

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、避難時の避難支援協力者や避難所等をあらかじめ定めておくことが必要である。

このため、国の指針に基づく福祉専門職等、以下の者の協力を得て策定に努めるものとする。

- ・自治会（自主防災組織）
- ・民生児童委員
- ・消防、消防団
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・相談支援専門員
- ・要支援者及びその同居家族
- ・その他

（1）個別避難計画の取扱い

個別避難計画は、要支援者本人、その家族及び市役所内の避難支援関係部署のほか、要支援者が情報提供に同意した場合は、避難支援協力者、社会福祉協議会、民生児童委員、消防等に提供することができる。

その際には、名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届等の提出により守秘義務を確保する。

個別避難計画に記載する事項	① 避難場所 ② 緊急時の連絡先 ③ 避難支援協力者（協力員）情報 ④ 避難時に配慮しなくてはならない事項 ⑤ その他避難支援時の留意事項
---------------	---

（2）個別避難計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、情報の更新を定期的に行うこととする。

なお、個別避難計画の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援協力者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別避難計画の管理

個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

6 防災情報の周知

(1) 平時の取組

市が作成している防災ガイドブックやハザードマップ及び市ホームページへの掲載等により周知を図る。防災担当部署と連携し、各種マップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

また、消防団、自治会（自主防災組織）、避難支援協力者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種マップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

感染症対策においては、避難所では要配慮者及び要支援者は重症化しやすいため、ホテルや安全な親戚、知人宅等に避難することの周知を図る。

(2) 災害時の高齢者等避難・避難指示等の発令・伝達方法

豊後大野市地域防災計画に基づき定められた「豊後大野市災害時職員初動マニュアル」において、高齢者等避難・避難指示等を発令する判断基準が定められているので、それを適用することとする。

①情報伝達の明確化

高齢者等避難・避難指示等については、自主防災組織等を通じて、避難行動要支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体で構築

するネットワークを情報伝達に活用することができることとする。また、避難行動要支援者及び避難支援協力者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

市地域防災計画に規定された避難行動要支援者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援協力者等が要支援者宅を直接訪問して、高齢者等避難・避難指示等を伝えることもできることとする。

②情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段を活用するよう努める。

- ・防災行政無線による放送
- ・広報車両等による広報
- ・ケーブルテレビ、音声告知放送
- ・市ホームページへの掲載
- ・市防災アプリ
- ・消防及び消防団員の協力

その他、聴覚障害者は、ファックス、インターネット（電子メール、SNS等）、視覚障害者は、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者は、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等も情報の伝達手段として考慮する。

③避難誘導

避難情報を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別避難計画）に基づき、避難誘導を行う。

7 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、福祉避難スペース及び空き教室の確保に努める。

特に避難所での避難生活が長期化する場合は、避難所運営委員会を立ち上げ、組織内に要配慮者班を設置し以下の項目に基づき支援する。

①避難行動要支援者の避難状況の確認	未確認者の把握	避難行動要支援者名簿と避難者カードを照らし合わせ、確認ができない避難行動要支援者がいた場合は、自治委員や民生委員に対し、避難状況を確認するよう依頼を行う。
	災害対策本部への報告と救援依頼	避難状況を確認した結果、未確認者の情報を災害対策本部に報告し、救援が必要な場合は救援依頼を行う。
②要配慮者の状況・要望の把握	相談窓口の設置	指定避難所における相談窓口を明らかにし、要配慮者からの申し出による状況・要望の把握ができるよう対応する。
	福祉施設への緊急入所等	指定避難所での生活が困難な方がいた場合は、災害対策本部に対し、福祉避難所または福祉施設への緊急入所の手配を要請する。
	支援の要請	要配慮者に対する必要な支援を把握し、物資が必要な場合は災害対策本部に要請を行う。
	要配慮者への確実な情報伝達	要配慮者一人ひとりにあった方法で、情報が確実に伝達できるように配慮する。
	指定避難所で活動する保健師、看護師、ボランティア等との連携	円滑な要配慮者支援が実施できるよう連携に努める。

(2) 避難所以外に避難している避難行動要支援者への支援

他人との共同生活が困難等の理由により、避難所以外の場所で避難生活を送る方がいると考えられる。避難行動要支援者の所在や現状を自治会（自主防災組織）や福祉関係事業所等と協力し把握に努め、必要な情報提供を行い、可能な範囲で支援を行うものとする。

(3) 福祉避難所の指定

要支援者が、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保する。また、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行う。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等の既存施設を活用することとする。

8 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、平時から、市、消防本部、消防団、自治会（自主防災組織）等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する必要がある。そのためには、要支援者と避難支援協力者との信頼関係が不可欠であることから、自治会（自主防災組織）等、消防団は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等を通して、地域における各種活動との連携を深めることとする。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援協力者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自治会（自主防災組織）が中心となり、避難行動要支援者や避難支援協力者とともに、避難行動要支援者の個別避難計画に基づく避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。なお、支援体制の充実にあたっては、地域において避難支援協力者の人材育成に努め、支援協力者の充実を図ることとする。

避難訓練には、地域住民や要支援者、支援協力者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方法の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

資料編目次

○関係法令等（災害対策基本法（抄））	16
○豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会設置要綱	20
○豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会委員名簿	22
○避難行動要支援者の登録について	23
○豊後大野市避難行動要支援者登録申請書（兼名簿情報提供同意書）	25
○避難行動要支援者避難支援プラン個別計画書	27
○名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届	29
○名簿情報管理責任者（代表者）交代届	30

関係法令等

災害対策基本法（抄）

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の

避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。

ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

- 第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

- 第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の

提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

- 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等豊後大野市における災害時の避難に当たって支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する適切な支援等について協議するため、豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 避難行動要支援者の把握と情報管理に関する事項について協議すること。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援プランについて協議すること。
- (3) その他避難行動要支援者支援に関し必要な事項について協議すること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治委員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 警察署、消防団又は自主防災組織等の代表者
- (4) 社会福祉協議会その他の社会福祉法人又は福祉団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市関係部局の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

■豊後大野市避難行動要支援者支援検討協議会委員名簿

番号	氏名	所属等
1	進司 洋清	市民生児童委員協議会 ※会長
2	田邊 正明	市社会福祉協議会 ※副会長
3	赤星 成實	市自治会連合会
4	廣瀬 イツ子	市民生児童委員協議会
5	岡部 鎮宏	市消防団
6	河村 昇	市身体障害者福祉協議会
7	下鶴 直哉	県豊肥保健所
8	戸上 京美	市市民生活課健康推進室
9	小野 正和	市高齢者福祉課
10	渡邊 敬雪	市総務課防災危機管理室

事務局

番号	氏名	所属等
1	佐藤 浩	市社会福祉課長
2	深田 恵美	市社会福祉課福祉監査係長
3	古澤 誠一	市社会福祉課福祉監査係主幹

避難行動要支援者の登録について

豊後大野市では、大地震や風水害等の災害時に自力で避難することが困難で支援が必要な方等を対象に、避難行動要支援者として市の名簿に登録していただき、自治会（自主防災組織）や、民生委員・児童委員、消防、社会福祉協議会、福祉委員等の支援組織（者）に情報を提供することで、災害時の安否確認や避難支援等に役立てます。

1. 登録できる方

在宅で生活している方で、災害時に自力で避難することが困難な方とします。

なお、支援組織への名簿及び情報の提供に同意される方に限ります。

具体的には、

- ① 障がいのある方
（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級に該当する方）
- ② 介護保険の要介護認定において、要介護3以上の方
- ③ 難病にかかっている方
- ④ その他、避難の際に不安がある方、日中ひとり暮らしになる高齢者の方や、ことばが伝わりにくい外国人の方、妊娠中の方等も対象になります。

2. 登録の方法

登録を希望する方は、避難行動要支援者登録申請書を提出する必要があります。

福祉事務所、市役所支所、地区を担当する民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、福祉委員、地域包括支援センターでご相談ください。

3. 登録された方への支援の内容

(1) 平常時には

支援組織に、該当する地域の要支援者名簿を提供します。

支援組織の方が自宅を訪問する等により、緊急時の連絡先、身体の状態、災害時における避難支援の方法、情報伝達の手段等について確認をします。

(2) 災害時には

風水害時には、避難に時間がかかる要支援者が、いち早く安全に避難できるよう、避難支援を行います。震災時には、安否確認等を行い、救援活動に役立てます。

4. 名簿の扱いについて

(1)名簿は、市役所が管理し、平常時から避難支援等関係者への情報提供に同意のあった方の名簿については、市防災担当課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会(自主防災組織)、福祉委員、消防(消防署・消防団)、警察機関、その他避難支援等の実施に携わる関係者へ提供します。

ただし、災害発生時には、本人の情報提供の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

(2)登録していただいた個人情報については、上記の(1)の範囲内でのみ使用することとし、それぞれの組織内で適正に管理します。なお、安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

5. 避難支援プラン(個別計画)について

(1)登録された名簿に基づき、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、消防等を中心に、避難支援協力者等を選定し、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に確認をすることで、登録された方の災害時の避難支援プラン(個別計画)を作成します。

(2)作成された避難支援プラン(個別計画)は、要支援者の同意に基づき、本人と家族、避難支援協力者、民生委員・児童委員、自治会(自主防災組織)、福祉委員、社会福祉協議会、消防(消防署・消防団)に配布し、災害時に備えます。

(3)作成された避難支援プランの情報については、「4. 名簿の扱いについて」と同様、それぞれの組織内で適正に管理し、目的以外には使用しません。

6. 注意事項

(1)災害時には、支援協力者も被災する可能性があります。また、支援は善意と地域の助け合いにより行うものであり、この制度に登録することで災害時等の支援が約束できるものではないことをご理解ください。

(2)大規模災害時には、予期せぬ事態が発生します。

常に、「自分の身は自分で守る」を心がけるとともに、平素から支援協力者や周囲の人とのコミュニケーションをとるよう心がけてください。

お問い合わせ先 (電話番号)

○豊後大野市役所 社会福祉課 福祉監査係(22-1040)

清川支所(35-2111) 緒方支所(42-2111) 朝地支所(0974-72-1111)

大野支所(34-2301) 千歳支所(37-2111) 犬飼支所(097-578-1111)

別紙（様式 1）

豊後大野市避難行動要支援者 登録申請書
（兼 名簿情報提供同意書）

豊後大野市長 あて

年 月 日

私は、風水害等の災害の発生が予測され、避難が必要となったときに、ひとりで避難することが困難なため、地域の方の支援が必要となります。

ついては、避難行動要支援者として名簿に登録するよう申請します。

また、私の避難支援を目的として、本申込書の内容を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、福祉委員、消防（消防署・消防団）、警察機関、その他避難支援等の実施に携わる関係者に提供することに同意します。

ふりがな 氏名	性別 男・女		行政区	
			民生委員	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日（ 歳）		電話番号	
			携帯電話番号	
住所	〒 町 番地		ファックス番号	
			メールアドレス	
世帯の状況	1 ひとり暮らし 2 高齢者または障がい者のみの世帯 3 日中ひとりになることが多い 4 その他			
支援の 区分	A 移送介助が必要(必要な人数 名) B 誘導が必要 C 声かけが必要 D 自力での避難が可能 (家族等の支援がある) E その他.....		避難等の際に 必要とする 支援の内容	(例)一人では歩行が困難なため、 車いすと介助者2名が必要。
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号(携帯電話番号)
対象者の 状況	1 要介護認定者(要介護3以上) 2 身体障がい者手帳(2級以上) 3 療育手帳(A判定) 4 独居高齢者、高齢者のみの世帯		5 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級） 6 難病患者 7 常時特別の医療を必要とする在宅療養者 8 その他（.....）	
その他				



避難支援 協力者 (協力員)	氏名	住所	豊後大野市	
		電話番号	/	
		E-mail		
		住所	豊後大野市	
		電話番号	/	
		E-mail		
		住所	豊後大野市	
		電話番号	/	
		E-mail		
居宅介護支援事業所		電話、ケアマネ		
特記事項（補装具や医療ケアに必要な道具服用中の薬等。また、普段いる部屋、寝室の位置等）				
情報伝達での留意事項				
避難先での留意事項				

※避難行動要支援者名簿への登録によって、災害時の支援が保証されるものではなく、また、協力員が法的な義務を負うものではありません。助け合いの範囲での支援です。

災害時は協力員も被災者となり、援護が必要な場合もあります。

避難行動要支援者 避難支援プラン 個別避難計画書

ふりがな 氏名		性別	男・女	行政区	
				民生委員	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	電話番号			
		携帯電話番号			
住 所	〒 町 番地	ファックス番号			
		メールアドレス			
要支援者 の状況					
避難 支援 協力者	氏名		住所	豊後大野市	
			電話番号	/	
			E-mail		
			住所	豊後大野市	
			電話番号	/	
			E-mail		
			住所	豊後大野市	
			電話番号	/	
			E-mail		
支援の 区分	A 移動介助が必要（必要な人数 名） B 誘導が必要 C 声かけが必要 D 自力での避難が可能 E その他.....		避難等の際に 必要とする 支援の内容 特記事項	(例)一人では歩行が困難なため、車いすと介助者2名が必要。	
居宅介護 支援事業所			電話		
			ケアマネ		
かかりつけ 医療機関等	医療機関名	(電話：)			
	担当医氏名				
	治療中の疾患				
補装具や 医療ケアに必要な道具 服用中の薬等		(例)人工透析を受けている。○○疾患で薬を服用中(薬名、食後3回…)			

【家族・住宅の状況】

家族構成・同居状況等 (本人含む)	人	居住建物の構造	木造、鉄筋コンクリート造、その他 平屋建、2階建、3階建以上
居住建物の建築時期	昭・平・令 年 月 (昭和56年5月より (以前・以後・不明))		
普段いる部屋	家屋の見取り図		
寝室の位置			

【地 図】

避 難 所	避難場所 (〇〇さん宅前に集合等)	
福祉避難所		
要支援者宅 ～避難場所 (略図)		
特記事項	(例)豪雨時等はマンホールに注意。宅地まで自動車が進入できない。冠水に注意等	

【その他】

避難勧告等 の伝達方法	〇〇さん(自治委員)→隣保班長→本人。※聴覚障がいのため、ファックス・直接的な伝達が必要。 なお、〇〇介護センターからも伝達予定。
その他	担当している介護保険事業者名、連絡先等

名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届

豊後大野市長 宛

年 月 日に避難行動要支援者登録台帳を受領しました。
また、年度の名簿情報管理責任者（代表者）は、以下のとおりです。

名簿を受領した者

団体または行政区の名称 _____

住 所 豊後大野市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

名簿情報管理責任者

団体または行政区の名称 _____

住 所 豊後大野市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

留意事項：避難行動要支援者登録台帳の取扱いについて

- ①自治会（自主防災組織）は、要支援者の支援以外で、避難行動要支援者名簿に関する情報を使用しないでください。
- ②自治会（自主防災組織）は、名簿情報及び要支援者支援にあたり、知り得た個人情報を漏らさないでください。
- ③名簿は要支援者支援の目的以外にはコピーしないでください。
- ④名簿を紛失した場合、自治会（自主防災組織）は速やかに市（支所）に報告してください。
- ⑤役員を交代する場合は、必ず名簿の引継ぎ並びに制度説明を行うとともに名簿情報管理責任者（代表者）交代届を提出する。

新しい台帳を受け取りましたら、旧名簿は返却をお願いします。

年 月 日

名簿情報管理責任者（代表者）交代届

豊後大野市長 宛

任期満了 ・ その他（ ）の理由により、代表者を交代しました。

配付いただいている避難行動要支援者登録台帳を新たな管理責任者（代表者）に引き継ぎましたので報告します。

団体の名称 _____

現 管理責任者（代表者）

住 所 豊後大野市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

新 管理責任者（代表者）

住 所 豊後大野市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

豊後大野市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

令和 5 年 3 月

編集・発行 豊後大野市

〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地

TEL 0974-22-1040

FAX 0974-22-3361